

2019年度

事業計画

社会福祉法人 悠仁福社会

2019年度 社会福祉法人悠仁福社会 事業計画

基本方針

【事業方針】

社会福祉法人の果たすべき役割を十分に認識し、武田病院グループの経営理念「思いやりの心」を持ち、利用者、家族、地域社会との間に信義と信頼のかけ橋を架け、利用者の自立及び利用者本位の介護を施設運営を基本とし、より質の高いサービスを提供する施設として、地域に開かれ、安定した施設運営を目指す。

また、京都認知症総合センターとして認知症初期から看取りまでを一貫してサービスが提供・支援できる施設として認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、認知症の人や、その家族に対し、状況に応じた適切な事業が提供できることを目指す。

【運営方針】

- (1) 尊敬と思いやりの心をもってサービスを提供し、利用者が安心して心豊かに生活できる環境をつくり、利用者及び家族から信頼される施設運営を行う。
- (2) 「京都認知症総合センター」として「医療支援」「初期支援」「在宅支援」「施設・居宅系サービス」の4機能が有機的に働くようにし、認知症の初期から看取り期までの支援が切れ目なく受けることができるように取り組む。
- (3) 看護小規模多機能型居宅介護の特徴である医療・介護の一体的なケア（通所・訪問介護・訪問看護・宿泊サービス）を365日行うことにより慣れ親しんだ地域で継続した生活ができるようサポートする。
- (4) 各支援団体や民生委員、地域の方々と交流を促進し、地域を巻き込んだ取組みが行えることを目指す。
- (5) 利用者等には、親切・丁寧にをモットーとして、介護保険法その他の規程に即して安心・安全かつ適切な業務運営に努める。
- (6) 地域や職域で認知症への理解を深めるための普及、啓発の推進をするとともに認知症の方にやさしい地域づくりを積極的に展開する。

【長期計画】（2019年度～2024年度）

- ・きょうと福祉人材育成認証制度上位認証の取得
- ・各地域の地域ニーズに応じた新規事業の展開

【中期計画】（2019年度より2021年度）

- ・新卒学生の積極的な採用
- ・離職率8%未満、有給休暇取得率60%以上の働きやすい職場作り
- ・ベトナム人を初めとする外国人介護士の育成と定着

・健全（法令遵守）で安定した事業活動の展開

消費税増税に伴う改定予定の介護報酬、診療報酬及び食費・居住費等については、的確な情報の収集に心掛け、遅滞なく対応する。

グループ内の全施設のスケールメリットを活かし、事業運営の適正化を図るため、法令遵守規程に基づき、基準等の不適合事項、介護報酬請求の誤り、その他法令違反等、各事業所における法令等の遵守状況について定期的な確認を実施し、職員一人ひとりが法人や各事業所の運営方針を深く理解し、事業運営の安定化に向けた取り組みを行う。

・人財の確保・育成及び定着（働きがいのある職場作り）

- (1) 人財確保に向けて、悠仁福祉会にて計画的に施設見学会やインターンシップの受け入れを行うとともに当法人だけに留まることなく武田病院グループ全体の課題として受け止め、『ブリッジおもしろの会』（介護の魅力を発信するチーム）に引き続き職員を派遣し、グループ各法人との連携を強化する。
また、京都認知症総合センターと鳳凰槇島が共同で施設見学会を計画的に開催し人材確保に努める。
- (2) 教育・研修委員会が中心となり、職員の教育に取り組み、現任教育の体系化をとっていくプリセプターシップシステム、階層別の教育計画を系統的に取り組み、個人別研修ファイルの利用、一般職用・役職用キャリアパスの活用を継続することにより、今後の目指すべき方向性を自覚できる組織人、職業人を育てる。
- (3) 随時、介護職の喀痰吸引等育成研修を受講していくことで、24時間安心してご利用者が生活できる環境を作る。
- (4) パーソンセンタードケアの考えに基づき、認知症になっても「その人らしい生活」を支えられる知識と対応能力のある職員を育てる。
- (5) 認知症キャラバンメイトや園芸療法、料理療法等の認知症に関わる研修を受け、地域や事業所内で発信していける職員を育成する。
- (6) 多職種協働、部署間において協力し『楽しみを仕事に』をコンセプトに魅力ある施設づくりを目指し、職員の定着を図る。また法人全体で人事交流や職員交流会など実施し、離職防止に取り組む。
- (7) 実習生等の受け入れ

看護学科・介護科等実習生の受入れ	随時
福祉職場体験学習の受入れ	随時
インターンシップの受入れ	随時

・地域・医療・職員間の連携重視

- (1) 市民向けの認知症についての研修等・予防教室の開催。
宇治市福祉サービス公社・宇治市社会福祉協議会との連携を図る。
- (2) 地域の幅広い年齢層の方たちが集える場所作り（地域交流）。
認知症の人と家族の会や町内会・自治会、子供会など様々な方たちが集える機会がもてるよう交流をもち、関係性の構築に努める。
- (3) 地域の社会資源の活用（地域ボランティアとの連携）
- (4) 中宇治・北宇治地域包括支援センターや宇治久世医師会、認知症疾患医療センター等との情報交換の機会を確保し、連携を図る。
- (5) 近隣の高等学校、中学校、小学校との交流を通じ、認知症への理解や認知症の疾病観を変えられるよう努める。

・ケアの質と利用者満足度の向上

- 介護予防・日常生活支援総合事業については、訪問型・通所サービスの充実に努める。
- 昨年同様、宇治市が「認知症の人にやさしいまち・うじ」を宣言し、実現に向けて宇治市認知症アクションアライアンス「れもねいど (Lemon-Aid)」の設立を踏まえ、当法人としてもこれに参画し、宇治市、京都府と連携を図る。
- 認知症の方が安全で安心して過ごせるよう「高齢者の見守り・SOS ネットワーク」の仕組みを警察・消防をはじめ、地域住民、自治体の機関、介護サービス事業者、町内会等と連携し行方不明の高齢者を探す、出歩く人に声をかける模擬訓練が行われるよう働きかける。

・危機管理の徹底

(1) 事故防止・危機管理への対応

- ① 利用者の立場、利益を守る観点から介護のより一層高い安全と質を保障するものとなるよう、事故防止に向けて更なる改善を行っていく。
- ② 食中毒や感染症並びに自然災害等の発生に対しては、関係機関とも連携の上、マニュアルに沿って迅速かつ適切に対応する。
- ③ 利用者の離棟を未然に防ぐため、法人全体で情報共有を行う。また、離棟されたことを想定しマニュアルの作成を法人において行い迅速かつ安全に保護できるようにする。

(2) 虐待防止について

高齢者に対する虐待は、家庭や施設等で身近な問題として存在します。誰もが直面し得る人権問題として捉えるとともに、特に介護・看護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のより良いケアの実現を目指す事が求められており、高齢者虐待の防止に向け、会議の開催や研修への積極的な参加など具体的な取り組みを徹底する。

2019年度

事業計画

社会福祉法人 悠仁福社会
京都認知症総合センター

2019年度 京都認知症総合センター事業計画

1. 基本理念

「私たちは、利用者様が悠々と心穏やかに、ゆったりと過ごしていただけるように、尊敬と思いやりの心をもって支援します。」

【長期計画】2016年度～2024年度

- (1) 中宇治地域の拠点として、地域に密着した福祉の総合支援ができる施設となる。
- (2) 認知症の人の視点に立ったサポート体制の構築を地域と共に実現する施設となる。
- (3) 利用者、家族、職員に選ばれる施設となる。
- (4) 新規学卒者から選ばれる施設となる。

【中期計画】2019年度～2021年度

- (1) 居宅介護支援事業所の人員体制の強化を行い更に地域との連携を意識し、地域に密着したサービスの展開を図る。
- (2) 認知症安心サポーター養成講座等を計画的に市民、企業に実施し、認知症の正しい理解の普及啓発を推進する。
- (3) カフェほうおうでの初期支援プログラムの構築、当事者ミーティングや手作り市等の計画的な実施などを中間管理者がリーダーシップを発揮し継続性のあるものにする。
- (4) 地域の高校、専門学校、大学などと連携を図り、福祉の魅力を伝える出前講座やインターンシップなどの活用及び、ホームページでの情報発信を強化し人財の確保を行う。
- (5) メンタル面でのサポート体制強化を行い、職員の定着を図る。
- (6) 認知症高齢者のための環境指針やタクティール、料理療法（クリニック版）等を計画的に取組み、その取組みを外部の事業所等へ発信することにより地域とともに認知症ケアの向上を図る。

2. スローガン

『 あなたと私、共に創ろう、より良い医療と介護、より良い絆 』

3. 事業種別事業計画

【特別養護老人ホーム】

□実施方針

ホスピタリティー（※）精神に基づき、入所者にとって居心地の良い居場所作りを目指す。

□重点項目

- (1) 各専門性を発揮し、それぞれの専門的見地から入所者家族に対してのアプローチを行い、多職種協働で安心できる生活を提供する。
- (2) パーソン・センタード・ケアの概念に基づいた認知症ケアを実践し、より根拠に基づいた質の高いサービスを提供する。また認知症フロアとして、実働できる様な組織体制の構築を行っていく。
- (3) 利用者の尊厳を守るために、適切な評価と正確な情報共有を行い、暮らしの安全と生活の質を高める。
- (4) 専門的な認知症ケアの知識、手法を深めるためのスタッフの研修の機会を確保するとともに、自己研鑽できる環境を作る。

- (5) 社会参加の機会をもち、継続した活動をすることで個々の心身機能を維持出来るように支援する。
- (6) 実習生を受け入れ次世代の担い手を育成する。また、ベトナム人留学生を雇用し、ユニバーサルな規模で外国人介護職員を受け入れる体制を整える。

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

□実施方針

おもてなしの精神を大事にして、ご利用者一人一人が満足していただけるショートステイを目指す。

□重点項目

- (1) 各職種の専門性を発揮し、それぞれの専門的見地から利用者、家族に対してのアプローチを行い、多職種協働で在宅の生活が継続できるように取り組み、安心できる生活の場を提供する。
- (2) パーソン・センタード・ケアの概念に基づいた認知症ケアを実践し、より根拠に基づいた質の高いサービスを提供する。認知症フロアにおいては、確定診断に元づきそれぞれの認知症の症状に応じたケアを提供していく。
- (3) 専門的な認知症ケアの知識、手法を深めるためのスタッフの研修の機会を確保するとともに、自己研鑽ができる環境を作る。
- (4) 個別リハビリを希望される利用者に対して、機能訓練指導員と共に個別の機能訓練を実施できるように取り組んでいく。

□全体の年間行事計画

月	行 事	月	行 事
4月	花見	10月	遠足
5月	茶摘み（新茶会）	11月	
6月	あじさい見学	12月	クリスマス会
7月	七夕 家族交流会	1月	初詣 新年会
8月		2月	節分
9月		3月	ひな祭り

※ホスピタリティーとは『心からのおもてなし』『おもいやり』の意味

【通所介護・通所介護相当介護サービス】

□実施方針

利用者個人の心身状況や取り巻く環境の把握を深め、関係機関との顔の見える関係作りや情報共有を図り、利用者が集団の中で社会性を維持しながら自分らしく在宅生活が継続できるよう支援する。

□重点項目

- (1) 各専門職の知識の向上を図り、適切なケアの提供に努める。
- (2) その人らしく暮らし続けられる為の心身の維持・向上が図れる計画書の策定を行う
- (3) 在宅生活が継続できるよう集団体操や自立支援に向けた機能維持・訓練の充実を図る。
- (4) 関係機関やご家族との綿密な情報共有により、心身の状況に応じた切れ目の無いケアの提供に繋げる。
- (5) 利用者間の交流を深めることで満足していただける余暇活動の提供を行い、楽しみ

の場の提供を継続し QOL の向上に繋げる。

□年間行事計画

月	行 事	月	行 事
4月	花見外出	10月	秋の運動会・外出
5月	新茶会・外出	11月	紅葉ドライブ
6月	春の運動会・外出	12月	クリスマス会・餅つき 外出
7月	七夕祭り・外出 家族交流会	1月	お正月レクリエーション (外出)
8月	夏祭り・外出	2月	節分レクリエーション 外出
9月	敬老会・外出	3月	ひな祭り・外出

【ケアハウスやまぶき・特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護】

□実施方針

入居者一人一人が今まで大切にし、過ごしてこられた習慣や人との関係性を重視し、その人に合った生活スタイルが実現できるようサービスの提供を行う。

□重点項目

- (1) 入居者同士の交流を図ると共に、多職種協働でその人に合った生活環境の提供に努める。
- (2) 入居者個々のニーズに合った教室や行事に参加していただき、日常生活の質の向上を図る。
- (3) 認知症を病型別に理解し、初期段階からの働きかけや個々に応じたサービスの提供を行う。
- (4) 介護度に応じた適正なサービスの提供を行うため、家族面談を実施し入居者の心身の状況を共有する。
- (5) 庭園を活用した入居者間の交流の場を設けると共に、施設全体の利用者が活用できるようにする。

□年間行事計画

月	行 事	月	行 事
4月	お花見	10月	外出レクリエーション
5月	外出レクリエーション	11月	
6月	ケアハウス茶話会	12月	クリスマス忘年会
7月	七夕 家族交流会	1月	新年会
8月		2月	節分
9月		3月	ひな祭り

【京都認知症総合センタークリニック】

□実施方針

認知症鑑別診断の実施。

認知症であっても、その人らしく豊かに生活することができるよう、患者の気持ちを汲み取れる細やかなケア及び患者が人としての尊厳が守られていると実感できる援助を提供する。

□重点項目

(1) 安心・安全な医療の提供

認知症の人と家族・介護者と情報を共有し、同じ目標をもって患者に的確に医療・ケアをがこなえるよう努める。

(2) 鑑別診断後のケアの提供

診断後、認知症に関する良質な情報を提供するとともに本人への心理的ケア・家族に対しての精神的支援を行う。

認知症の人のできる能力を引き出せるよう生活環境を改善する。また、京都認知症総合センター内の他事業所や地域等と連携を図りながら、その方に合った暮らしがみつけられるよう支援する。

(3) 職員個々の専門性を生かした能力の発揮

職員個々の知識向上・技能向上を図るため、積極的に研修会や事例検討会等に参加する。

(4) 認知症に関する研究に取り組み、外部への情報発信を行う。

認知症ケア・看護を普及するため認知症の早期診断・早期治療と予防の重要性に対する啓発活動を行う。

【認知症カフェ】

□実施方針

認知症の人や家族等からの相談、安心できる居場所、また本人の生きがいや社会参加の場として、認知症の人、家族、地域住民等誰もが気軽に集える場となるよう取り組みを行う。

□重点項目

(1) 認知症初期支援の拠点となるよう若年性の認知症の人、認知症初期の人及びその支援者にカフェに足を運んでもらえるような取り組み・広報を行う。

(2) 各種関係団体やボランティア等と連携し、認知症初期支援プログラムの活動の継続及び、認知症の人のやりたいことの発掘を行い新たなプログラムの構築を行う。

(3) 当事者自身によるピアサポートの継続を行い、当事者同士の出会いの場、相談窓口としての体制を強化する。

(4) カフェでの活動を理解し、サポート役になれる人材の確保・育成を行う。

(5) 認知症の治癒、改善に向けたエビデンスの確立のため、治験に積極的に協力していく。

【認知症対応型共同生活介護】

□実施方針

地域の一員として生活が継続できるよう、家族・地域と協力し安心して生活できる事業所を目指します。その人らしい生活が送れるよう認知症の方の病型別に応じた自立支援を行います。

□重点項目

(1) 職員の介護技術・知識の向上を図り、認知症の方の病型別に応じた自立支援を提供する。

(2) 認知症の方とその家族が地域との繋がりが継続できるよう交流の場の提供や地域にでていく機会を提供する。

- (3) 専門的な認知症ケアの知識、手法を深めるためのスタッフの研修の機会を確保するとともに、自己研鑽ができる環境を作る。

□年間行事計画

月	行 事	月	行 事
4月	お花見 家族交流会	10月	外出レクリエーション
5月	外出レクリエーション	11月	
6月		12月	クリスマス会 餅つき
7月	七夕	1月	新年会 初詣
8月	外出レクリエーション	2月	節分
9月		3月	ひな祭り

【認知症対応型通所介護】

□実施方針

認知症の病型を正しく理解しクリニック・多職種との連携により病状進行予防ができる非薬物認知症ケアを行う。本人や家族の思いを尊重し、自宅で望む暮らしが継続できるように支援する。

□重点項目

- (1) 認知症を病型別に理解し、「認知症高齢者への環境支援指針」等の手法を用いて安心・安全な環境づくりを施設内で行い利用者・家族の望む暮らしに近づけるように支援する。
- (2) 利用者・家族と関わりのあるインフォーマル・フォーマルサービスと連携を行いその方に合った個別ケアを実施し1日が気持ちよく過ごせるように支援する。
- (3) 職員は日々認知症の病型別理解及び情報収集を行い、伝達を行い職員全員が統一したケアが出来、スキルアップが図れるように努める。

□年間行事計画

月	行 事	月	行 事
4月	お花見	10月	
5月	茶摘み	11月	遠足
6月	外食レクリエーション	12月	クリスマス会 餅つき
7月	七夕	1月	初詣
8月	夏祭り（オレンジデイ独自）	2月	節分・寒梅（外出レクリエーション）
9月	外食レクリエーション スカイフェスティバル	3月	ひな祭り お花見

【居宅介護支援事業】

□実施方針

本人や家族が望む暮らしに向かうように、地域資源や多様なサービスを利用しながら、その人の能力や意欲を引き出すことで、住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援を行なう。

□重点項目

- (1) 他の専門職等の人材、事業所や医療機関との情報共有を図り、適切なタイミングで適切な内容の連携を図りながら、生活意欲の高まるケアプランの作成や提供を心がける。
- (2) 近隣地域住民との協働を図り、社会資源の発掘のみならず社会資源の創出にもつなげるよう努める。
- (3) 認知症や看取りに対する知識を深めるため積極的な研修参加等を行ない、対応力・調整力を向上させる。

【訪問看護ステーション】

□実施方針

地域の保健・医療・福祉に根ざしたサービスを提供し利用者が可能な限り在宅生活が継続出来る様に支援する。

□重点項目

- (1) 危機管理の徹底
- (2) 安心で安全な質の高いサービスの提供
- (3) スキルアップの為の効果的な職員教育の充実
- (4) 関係機関との連携強化

【訪問介護ステーション】

□実施方針

利用者と家族の意思を尊重し、住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、思いやりの心をもって支援する。

□重点項目

- (1) 利用者が在宅生活が継続できるよう、できる能力を生かした自立支援を行う。
- (2) 関係機関との連携を図り、信頼関係構築に努める。
- (3) 職員同士のコミュニケーションを図り、安心で安全な質の高いサービスを提供できるように努める。
- (4) 認知症ケアなど多種多様な利用者のニーズに対応できるよう研修の機会の確保と自己研鑽できる環境の整備を行う。
- (5) 危機管理の徹底

【京都認知症総合センター年間行事計画】

月	行 事	月	行 事
4月		10月	手作り市 福祉まつり RUN伴
5月	茶摘み 安全運転講習	11月	安全運転講習 多職種連携交流会（居宅系）
6月	水害訓練 多職種連携交流会（入所系）	12月	餅つき 地域回想法
7月	地域回想法 家族交流会	1月	初詣
8月	夏祭り	2月	消防訓練
9月	消防訓練 敬老祝賀式 スカイフェスティバル	3月	ひな祭り 手作り市

月間行事 第3土曜日 こども食堂
奇数月 クリーン活動

【事業所別利用者数値目標】

	特養	短期	通所介護 (一般)	居宅介護支援 事業所	ケアハウス	通所介護 (認知)	認知症対応型共 同生活介護
年間平均稼働率	98.5%		91%	35件/人	100%	91%	98.5%
1日平均入所 (利用)者数	78.5人		36.4人		30.0人	10.2人	17.7人
	クリニック				訪問看護	訪問介護	
	新患	再診	訪問診療	1日平均 利用者数	16.4人	15.8人	
年間総数	955人	3342人	168人				
1日平均	3.95人	14.18人	0.69人				

【月間行事計画】 4月・10月は全事業所合同で京都認知症総合センター通信発行とする

- 機関紙「ほうおうだより」発行（毎月10日前後）
- 機関紙「ショートだより」発行（毎月15日前後）
- 機関紙「デイだより」発行（毎月15日前後）
- 機関紙「ケアハウスだより」発送（毎月10日前後）
- 機関紙「訪問介護だより」発行（毎月15日前後）
- 機関紙「訪問看護だより」発行（毎月15日前後）
- 機関紙「グループホームだより」発行（毎月10日前後）
- 機関紙「認知症デイだより」発行（毎月15日前後）
- 機関紙「カフェほうおうだより」発行（5月・8月・12月・3月）
- 機関紙「クリニックだより」発行（6月・1月）

【年間行事計画】

- 機関紙「京都認知症総合センター通信」発行（4月・10月）

4. 職員関連事業

諸会議

会議名称	頻度	内容
認知症地域連携協議会	1回/3ヶ月	認知症の人が自分らしく安心して暮らせるまちをつくるために各種関係団体・行政等と課題を明確にし検討する
医療介護連携会議	1回/3ヶ月	病状の進行に応じた適切な医療・介護・福祉サービスを受けることができるよう事例を用いて個別のケースについて検討する
拡大カンファレンス	1回/3ヶ月	認知症の診断を受けた方がカフェにてその方の望む活動ができるよう支援方法、カフェの運用方法などを検討する

本部管理者会議	1回/月	施設管理・人事・行事等に関すること
鳳凰槇島合同管理者会議	1回/月	稼働状況、資金収支、資金繰り等に関すること
運営会議	1回/月	施設運営全般に関すること
認知症カフェ会議	1回/2ヶ月	カフェほうおうの運用に関すること 認知症初期支援プログラムやピアサポート、3チームの活動等の進捗状況の把握と情報共有
地域づくりチーム	1回/2ヶ月	福祉まつり・手作り市・RUN伴・SOS訓練など地域と連携する取組みの企画・運営に関わること（当事者ミーティングチーム・多職種連携チームと連携すること）また、地域の関係団体・自治体や民生委員・行政・社協との定期的な話し合いの場をつくりカフェほうおうが地域の方に広く利用してもらえる取組みを検討するボランティアの現状把握、教育に関すること 認知症地域連携協議会での報告を行う
当事者ミーティングチーム	1回/2ヶ月	当事者ミーティング・初期支援プログラム・ピアサポートなど当事者主体の取組みの企画・運営にかかわること（地域づくりチーム・多職種連携チームと連携すること）また、認知症初期支援プログラムを広く地域に発信する 拡大カンファレンスでの事例の提供、センター内での活動報告を行う
多職種連携チーム	1回/2ヶ月	地域・宇治久世の企業・学校などでのキャラバンメイト・多職種連携交流会の企画・運営に関わること（当事者ミーティングチーム・地域づくりチームと連携すること）また、京都認知症総合センター内で行っている認知症ケア（認知症高齢者の環境指針・タクティール・料理療法、回想法など）を広く地域の事業所へ発信する。 医療・介護連携会議への事例の提供、センター内での活動の報告を行う
全体会議	随時	諸報告等に関すること
宇治武田病院連携会議	1回/2ヶ月	宇治武田病院との連携に関すること
宇治武田病院との連携在宅支援会議	1回/月	地域医療連携室とヴィラ鳳凰居宅、セリエ居宅、東部デイとの連携に関すること
運営推進会議	1回/2ヶ月 (GH) 1回/6ヶ月 (認知デイ)	利用者・家族・地域住民の代表・その他で構成されており、事業所が提供しているサービスの活動状況を報告し、必要な要望や助言等を聞く

楨島合同GH会議	1回/2ヶ月	グループホームの情報交換に関すること
居宅運営会議	隔週	居宅サービス連携に関すること
ショート入所判定会議		利用判定に関すること
特養会議	1回/月	特養内の情報交換に関すること
2階・3階リーダー会議	1回/月	ユニット間・事業所間の情報交換に関すること
ユニット会議	1回/月	ユニット内の情報交換に関すること
栄養会議	1回/月	管理栄養士・調理員間の情報交換に関すること
サービス担当者会議 (GH 特養)	毎週水曜日	ケアプランに関すること
デイサービス会議	1回/月	デイサービス内の情報交換に関すること
ケアハウス会議	1回/月	ケアハウス内の情報交換に関すること
ショート会議	1回/月	ショートステイ内の情報交換に関すること
グループホーム会議	1回/月	グループホーム内の情報交換に関すること
オレンジデイサービス 会議	1回/月	認知デイ内の情報交換に関すること
訪問看護会議	1回/月	訪問看護内の情報交換に関すること
訪問介護会議	1回/月	訪問介護内の情報交換に関すること
生活相談員会議	1回/月	全部書の生活相談員間の情報交換に関すること
医務会議	1回/月	特養看護職員間の情報交換に関すること
事務会議	1回/2ヶ月	事務員間の情報交換に関すること
実習指導者会議	1回/月	実習生の受入に関すること
居宅支援事業所会議	毎週火曜日	居宅ケアマネ間の情報交換に関すること
口腔機能維持合同会議	1回/月	口腔ケアに関すること
経口維持会議	毎週水曜日	摂食・嚥下など経口維持に関すること
褥瘡対策ケア会議	毎週水曜日	特養入所者の褥瘡予防・対策などに関すること
生活相談員会議	1回/月	生活相談員の業務と情報共有に関すること
施設ケアマネ会議	適宜	ケアマネジメントに関すること（不定期）

□諸委員会

委員会名	頻度	内容
感染褥瘡対策委員会	1回/月 奇数月：褥創 偶数月：感染	感染対策・褥瘡対策に関すること 衛生管理に関すること
防火・防災管理委員会	1回/2ヶ月	防火・防災管理に関すること 消防訓練・水害訓練に関すること
職員研修委員会	1回/月	勉強会の企画調整に関すること
安全対策委員会	1回/月	事故等防止対策に関すること コールバック連絡書に関すること 取組み状況の確認に関すること
身体拘束に関わる会議	1回/月	身体拘束に係る実地・意識調査に関すること
介護保険委員会	1回/2ヶ月	介護保険事業者自主点検に関すること 介護サービス情報の公表に関すること
サービス向上・業務改善委員会	1回/月	満足度調査及び改善提案に関すること
QMS委員会	1回/月	内部監査及びQMS審査に関すること QMSについての理解の為の勉強会の実施
教育委員会	1回/月	施設内の経年別研修等の企画、実施に関する こと
衛生委員会	1回/月	職員の安全・衛生に関すること
口腔衛生管理委員会	1回/月	口腔衛生に関すること
安全委員会	1回/月	介護職員の医行為に関すること
栄養委員会	1回/月	献立及び嗜好調査に関すること
入所検討委員会 (GH CH 特養)	1回/月	入所申込者の入所の可否に関すること 次期候補者決定
夏祭り実行委員会	5月初回会議 その後随時	8月開催の夏祭りの企画、実施に関すること
文化祭実行委員会	7月初回会議 その後随時	11月開催の文化祭の企画、実施に関すること

※その他、武田病院グループの主催する部会等に出席する。

5. 職員教育及び研修

□経年別、職種別研修

研修名	内 容
新規採用職員（プリセプティ研修）	年4回開催 1年間でキャリアパス新人レベルがほぼクリアできるようにする。講義や個人発表を行う。研修委員会企画の勉強会へ1人2回は参加する。
中途採用者研修	オリエンテーション後はレベルに合わせた研修に参加する。経験者であっても基本はプリセプター制度にて指導をする。
パート職員研修・一般職員	年2回リスクマネジメント（事故防止・危機管理）について、主任・副主任が講師となり企画、実施。研修委員会企画の勉強会へ1人年2回は参加する。
プリセプター研修	年2回開催 新人教育に携わり自己も成長できるようにする。グループワークや個人発表にて研修を行う。（基本プリセプティと合同研修）年1回プリセプター企画のプリセプティとの交流会の実施。
係長・士長代理・課長代理研修	年2回開催 職種関係なく、雇用管理・人材育成について管理者が講師となり企画・実施。多職種連携交流会への参加。
主任・副主任・中堅職員研修	高齢者施設で働くやりがい、魅力について、係長以上の役職者が講師となり企画、実施。クリニック主催の専門職向け認知症についての研修に1人年1回は参加する。

全職員、上半期・下半期の目標設定、評価は各職種毎のキャリアパスを使用し、4月・10月レポートを提出とする。また、役職者については、役職者用のキャリアパスを使用し、役職者としての目標設定・評価も行いレポート提出とする。

□勉強会

職員研修委員にて企画、実施する。月1回

内容	内容
感染・食中毒予防（年2回）	緊急時の対応
接遇	介護技術
身体拘束・虐待防止（年2回）	メンタルヘルスについて
看取りについて	褥瘡予防について
個人情報・プライバシー保護	ハラスメントについて
法令順守について	認知症について

リスクマネジメントは一般・パート職員研修にて年2回開催。レベルが違う職員でも勤務調整にて参加できる者は参加。参加できなければレポート提出とする。

※上記研修及び勉強会の一部は、京都認知症総合センターとグループホーム鳳凰槇島と合同で行う。

2019年度
事業計画

社会福祉法人 悠仁福社会
鳳凰槇島

2019年度 鳳凰槇島 事業計画

1. 鳳凰槇島理念

地域包括ケアのまちづくりに向けて、包括的・継続的な切れ目のないサービスを提供し、生活機能の維持回復や、家族の負担軽減に努めます。

グループのスケールメリットを活かし、医療ニーズの高い利用者や、看取りの支援においても、思いやりの心を持って支援します。

【長期計画】2019年度～2024年度

地域に根ざした在宅福祉サービスを構築し、認知症利用者が安心して利用できる基盤を構築する

【中期計画】2019年度～2021年度

次世代を担う職員を育成し、より多様化する業務に対応出来る体勢を強化する。

施設内外や関係機関との連携を強化し、チーム力を高める。

2. 事業種別事業計画

【認知症対応型共同生活介護】

□基本方針

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、地域や医療との連携を密にし、地域の一員としてその人らしい生活ができるように支援する。

□重点項目

- (1) 危機管理の徹底
- (2) 更なる地域との連携により、入居者の持っている個々の力が発揮できるサービスの提供
- (3) その人らしい暮らしを続けるための楽しみの充実
- (4) 家族との信頼関係の構築

【看護小規模多機能型居宅介護】

□基本方針

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、医療・介護の一体的なケア（通所・訪問介護・訪問看護・宿泊サービス）を365日行い、看護及び介護の両面から在宅生活の継続を図る。

□重点項目

- (1) 危機管理の徹底
- (2) 更なる地域との連携により、入居者の持っている個々の力が発揮できるサービスの提供
- (3) 関係機関との連携を強化し、医療ニーズの高い利用者の在宅生活の継続を図る
- (4) 利用者のニーズに応じた楽しみの充実

【事業所別利用者数値目標】

	認知症対応型	看護小規模多機能型
年間平均稼働率	98.5%	登録数 26人/月
1日平均入所（利用）者数	17.7人	

3. 年間行事計画

年間行事計画

月	行 事	月	行 事
4月	花見	10月	秋祭り、運動会
5月	子供の日（園児との交流）	11月	文化祭（榎島コミュニティーセンターに出展） 紅葉見学
6月	あじさい見学	12月	クリスマス会
7月	七夕	1月	初詣
8月	納涼祭	2月	節分
9月	敬老会 家族交流会（グループホーム）	3月	ひな祭り

月間行事計画

機関紙「鳳凰榎島通信」発行（毎月10日前後）

4. 職員関連

諸会議

会 議 名 称	頻 度	内 容
地域運営推進会議	1回/ 隔月	通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況に関すること 看護小規模多機能型居宅介護が提供するサービスの質の評価に関すること
鳳凰・榎島合同会議	1回/月	法人内施設運営全般に関すること
職員会議	随 時	重要事項及び情報伝達 職員の労務に関する協議
運営会議	1回/月	施設運営全般に関すること 重要案件の検討、決定
グループホーム会議	1回/月	グループホームの運営に関すること
看護小規模多機能型会議	1回/月	看護小規模多機能型居宅介護の運営、サービスに関すること

諸委員会

委 員 会 名	頻 度	内 容
安全対策・身体拘束廃止委員会	1回/月	リスクマネジメントに関すること 施設内での身体拘束に係る実地・意識調査に関すること
感染対策委員会	1回/隔月	感染対策に関すること
衛生委員会	1回/月	労働環境衛生に関すること

QMS委員会	1回/月	QMSの運用管理に関すること 介護保険に関すること 介護保険自主点検の実施に関すること
サービス向上委員会	1回/月	業務改善等に関すること ボランティアの受け入れに関すること 機関紙に関すること
教育委員会	1回/月	職員の教育に関すること
防災委員会	随時	防災に関すること

【職員教育及び研修】

教育委員会が中心となり、職員の教育に取り組む。新規及び中途採用職員には入職時オリエンテーションを行い、組織の理念、目標、方針等を伝えて理解を促し、OJTを通して早期に職場へ適応できる様に教育を進める。また、チームの一員として与えられた役割を自覚し、行動がとれるようにプリセプターシップを実施していく。

研修内容に関しても施設内研修、新規採用者、パート職員、一般職員、役職者研修等を適宜開催し、職員個々のレベルアップを図る。

更に各部署ごとで勉強会を実施し、専門知識や技術の向上を図るとともに外部研修へも積極的に参加することで資質の向上に努めていく。

研修及び勉強会の一部は、京都認知症総合センターとグループホーム鳳凰槇島との合同で行う。